

タブレット端末導入検討委員会行政視察報告

タブレット端末導入検討委員会委員長 阿部 真一

- 【視察日程】 令和2年8月5日（水）
- 【視察委員】 阿部 真一 委員長、市原 隆生 副委員長、
三重 忠昭 委員、小野 正明 委員、美馬 恭子 委員
- 【視察議員】 松川 章三 議長、森山 義治 議員、安部 一郎 議員、
手束 貴裕 議員、日名子 敦子 議員、梶田 貢 議員
- 【視察地】 大分県国東市
- 【調査事項】 市議会におけるタブレット端末の導入について

1. 市議会におけるタブレット端末の導入について

視察先：国東市議会事務局

1) タブレット端末の導入目的（導入以前の課題等）

[目的]

- ① 開かれた議会 ← 情報伝達を活用した議会活動の開示と報告
- ② 議会運営の充実 ← 議員及び事務局相互の情報共有
- ③ 議会運営経費の削減と労務の削減 ← ICT化の推進

[経過]

平成 27, 28 年 先進地視察（議会活性化特別委員会）に参加した議員よりタブレット端末導入に対する前向きな意見

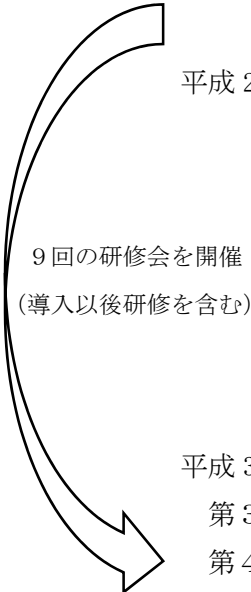
平成 28 年 特別委員会から議長に対し、「ICT化推進に向けた調査研究をする」旨の課題提供があり、国東市議会 ICT化推進研究会を設置

平成 29 年 研究会から議長に対し、研究会調査報告書の提出

- ・経費削減（紙代、印刷代、郵送代）
- ・職員の事務作業の軽減
- ・議員による審議の深化
（議員間の情報共有、情報の瞬時活用）

早期導入を要望（全会派）

平成 30 年
第 3 回定例会 タブレット端末導入
第 4 回定例会 議案書等の配布とタブレット端末の併用
ペーパーレス化



2) タブレット端末の導入効果（メリット・デメリット）

[メリット]

- ① 議案書等の送付がなくなり、容易に持ち運びができる（郵送料の削減）
- ② 他自治体の資料等が迅速に入手・共有できる
- ③ キーワード検索、付箋等により、議案等の検証作業の効率化を図ることができる
- ④ ペアリング（画面同期）により、資料の参照等が容易にできる
- ⑤ ビジネスチャットの活用により、通知等文書に対する問い合わせを減らすことができる
- ⑥ 会議等資料の事前配布により、検証時間を確保できる
- ⑦ 電子ファイルにすることにより、省力化できる

[デメリット]

- ① 同時に複数の画面を閲覧しづらい
⇒ 2画面分割、場合により紙資料の配布

3) タブレット端末の導入経費

① 経費

[初年度]

5,063 千円（Wi-Fi 整備費を含む。議会及び執行機関の同時導入：計 70 台）

※iPad Pro12.9（64GB）、Apple pencil 等

※通信費を削減するため、庁内では Wi-Fi に接続

[翌年度以降]

5,591 千円

（通信費（端末分割代を含む）、会議システム、情報伝達アプリ等）

※導入翌年度、マイクロソフトオフィス（word, Excel）、タブレット用キーボードを追加（議員からの要望による）

② 経費削減効果額

[年 間]

▲4,022 千円（ただし、人件費を除く）

▲3,374 千円（紙代、印刷製本費、通信運搬費）

▲ 648 千円（政務活動費※）

※15,000 円／月 → 12,000 円／月（▲3,000 円／月：実質的な議員負担）

4) タブレット端末の導入後の問題点、今後の課題

[問題点]

議案書等の送付後、修正の必要性が生じた場合、付箋等が無効になる

※付箋等を維持したまま差替えができる会議システムもある

[課題]

会議システムに保存している議案書等の印刷ができない（ホームページからダウンロードし、印刷する）

※印刷ができる会議システムもある

5) ペーパーレス化への取り組み

- ① 操作スキルの問題はあるが、徐々に慣れてきている
- ② word, Excel 等の機能を追加したが、印刷し、手書きしたものを提出する議員もいる

6) その他

- ① タブレット型端末貸与規定
タブレット端末を利用（貸与）する者は、貸与申請及び誓約書を市長に提出しなければならない。また、故意又は過失にかかわらず、端末を損傷し、又は紛失した場合は、利用者がその修理等に係る経費を負担する。
- ② 電子会議システム等利用端末機使用基準
会議で端末を使用する場合、その会議の目的以外で使用してはならない。なお、会議以外では、議員活動、情報収集及び情報伝達における使用に制限される。
- ③ タブレット端末の調達及びデータ通信回線の利用
庁舎外でも使用するため、データ通信可能なエリアを広く有する NTT ドコモを選定した。また、データ通信料の削減、システムアップデート等の効率的な運用のため、庁内無線 LAN 環境を整備した。
- ④ タブレット端末及びデータ通信回線提供
庁舎外でも使用するため、LTE、3G、4Gの接続ができるタブレット端末と通信回線を契約した。なお、タブレット端末の紛失、盗難、破損、故障等による補償は7,500円（年間2回まで）の負担で修理交換できる。

7) 質疑応答

Q：導入計画を提案したのは議会、執行機関のどちらか。

A：議会活性化特別委員会による。

Q：導入に対し、反対の声はなかったのか。

A：議会活性化特別委員会、ICT化推進研究会（各会派所属）では反対する議員はいなかった。

Q：議会活性化特別委員会は常時あるのか。

A： 基本的に改選後に議会改革特別委員会又は議会活性化特別委員会を設置するが、現在は設置していない。課題を研究する必要性が生じれば設置する。

Q： 導入したことで新たにできるようになったことはあるか。

A： 委員会におけるビデオ会議の開催は今後の検討課題としているが、導入により即時連絡のやり取りができるようになった。

Q： 導入により事務局が困ったことはないのか。

A： 画面が動かなくなった場合の対処法の説明などが挙げられる。

Q： 議会と執行機関における端末の運用に要する予算計上は。

A： データ通信料や会議システムの使用料等は台数で按分し、議会でも予算計上している。マイクロソフトオフィスのライセンス料は議会のみ計上している。

Q： 経費削減効果額に人件費、時間外手当等を含めなかった理由は。削減効果額が分かれば教えてほしい。

A： 経費削減効果額を数値化するのは困難であるということが前提にある。時間外手当を50万円予算計上していたが、導入以後、ほとんど時間外は発生していない。

Q： 労力の削減効果は。

A： 予算書等の印刷に7、8時間掛かることがあったが、導入以降はPDFに変換し、アップロードするだけなので作業時間が大幅に削減できた。

Q： 経費削減効果額以上に導入経費が掛かっているが、その差を縮めるためにした工夫はあるか。また、コストが増すことを市民に対しどのように説明したのか。

A： 導入以前に設置していたパソコンや印刷機の撤去、政務活動費の月3,000円削減等を行った。また、今後に向けて通信プランの見直しも検討している。なお、市民に対する説明はできていない。

Q： Wi-Fi環境はタブレット端末以外でも接続できるのか。

A： パスワード等を非公開としているため、タブレット端末以外は接続できない。

Q： 端末に自らが作成した資料等を保存し、議場等でその資料を見ながら質問はできるのか。

A： できる。質問通告書等も事務局が作成した様式を議員に送信し、必要事項を入力し提出する。

Q： 個人所有のパソコンで作成した資料をタブレット端末に移行させる方法は。

A： メール又はフリーWi-Fiの環境で移行させることができる。

Q：書き写しにくいという声はなかったか。

A：以前はあった。議会事務局等も議員の様子を確認しながら、説明をするようにしている。導入から2年経過しており、慣れると問題はないと考えている。

Q：各議員の議案質疑等の質問内容も端末に保存され、公開されているのか。

A：公開をするかしないかを設定できる。

Q：ペーパーレス化に向けた研修会はどのように行ったのか。

A：初年度は事業者による操作説明会等を実施した。その後は、端末の操作に詳しい議員等が不慣れな議員の支援をしている。

7) 考察

導入の効果は、作業時間の削減、経費の削減といった定量的な効果だけではなく、時間や場所に左右されず資料を閲覧できる、ペーパーレス会議システムの検索機能を活用することにより瞬時に情報を引き出せるといった定性的な効果もあり、単に数値化されたものだけで判断することの危うさを実感した。

特に委員会をオンラインで開催するという取組みはタブレット端末を導入しなければ中々実現できないものであり、災害時等における議会対応という面からも導入の意義はあるのではないか。

引き続き導入効果を多面的に捉え、導入の是非を判断していきたい。

8) 視察の様子

